

目 次	備考
1 目的と適用範囲	
2 管理権原者の責任	
3 防火管理者の業務	
4 火災予防上の自主点検	
5 防火対象物及び消防用設備等の法定点検	
6 従業員等が守るべき事項	
7 放火防止対策	
8 工事中における安全対策	
9 防火・防災教育及び訓練	
10 消防機関への連絡、報告	
11 防火管理業務の一部委託	
12 自衛消防隊の編成及び任務等	
13 休日、夜間の防火管理体制	
14 震災対策	
15 避難経路図の掲出	
16 警戒宣言が発令された場合の対策	
17 津波に係る地震対策	
18 附則	

別表 1	自主点検表(日常)	
別表 2	自主点検表(定期)	
別表 3	自主点検表(消防用設備等・特殊消防用設備等)	
別表 4-1	防火・防災の手引き(新入社員用)	
別表 4-2	防火・防災の手引き(従業員用)	
別表 5	防火管理業務の一部委託状況	
別表 6-1	自衛消防隊の編成と任務 (日中)	
別表 6-2	自衛消防隊の編成と任務(夜間)	
別表 7	避難経路図	

(備考)

(作成時の注意事項)

- 1 実態に合わせて、追記又は削除を行ってください。
- 2 全体の収容人員が30人以上を超える事業所は、目次の16、17について定める必要があります。 ※工場、倉庫については、不特定多数の者が出入りする場合に限り作成する必要があります。
- 3 統括防火管理に該当し、全体の消防計画を定める場合は、全体の消防計画と内容が相違のないように作成してください。

<u> </u>	消防計画
----------	------

当該対象物の収容人員	
当該対象物の延べ面積	

作成日: 年 月

統括防火管理義務対象物 [該当 ・非該当] (*マークは統括防火管理該当の時に適用する。)

1 目的と適用範囲

この計画は、消防法第8条第1項 (*及び第8条の2第1項) に基づき、事業所の防火管理について 必要な事項を定め、火災の予防及び地震その他の災害から、人命の安全、被害の軽減を図ることを目的と し、管理権原の及ぶ 部分に勤務し、出入りする全ての者が守らなければならない。

2 管理権原者の責任

- (1)管理権原者は、当該管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、すべての責任を有する。
- (2)管理権原者は、防火・防災上の建物構造や消防用設備等・特殊消防用設備等(以下「消防用設備等」という。)の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。
- (3)管理権原者は、消防計画に基づき実施する点検結果等の防火管理業務上必要な書類を編冊し、「防火管理維持台帳」として整理し保管する。

3 防火管理者の業務

防火管理者は、この計画についてすべての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1)消火、通報、避難誘導訓練の実施
- (2) 火災予防上の自主点検の実施又は監督

消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火を使用する設備器具(以下「火気使用設備器具」という。)等の点検を実施又は監督し、不備欠陥事項のある場合は、改修促進を図る。

- (3) 防火対象物の法定点検の立会い [該当 ・非該当]
- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (5) 増改築、模様替え等の工事の立会い及び安全対策の樹立
- (6) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (7) 収容人員の管理
- (8) 従業員に対する防火・防災教育の実施
- (9) 防火担当責任者や火元責任者等防火管理の業務に従事する者に対する指導、監督
- (10) 管理権原者への提案及び報告
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) 地震による被害軽減のための防火施設、避難施設の点検の実施又は監督並びに不備欠陥箇所がある場合の改修
- (13) 地震発生時における家具類の転倒・落下・移動の防止措置
- (14) *統括防火管理者への報告

全体についての消防計画に定められている事項について変更があるときは、統括防火管理者に報告する。

(15) その他防火管理上必要な業務の実施

4 火災予防上の自主点検

- (1) 終業時等の機会をとらえ、次の項目について点検を実施して、結果を別表1に記録する。
 - ア 避難口及び避難通路、階段等の避難施設の維持管理
 - イ 防火戸、防火シャッター等の閉鎖障害
 - ウ ガス器具等のホースの劣化・損傷
 - エ 電気器具の配線の劣化・損傷
 - オ 火気使用設備器具の異常の有無
 - カ たばこの吸殻の処理
 - キ 倉庫等の施錠確認
 - ク 閉店・閉鎖時の火気使用設備器具の確認
 - ケーその他(トイレ等の巡回等。)
- (2)建物の構造、防火戸等の防火設備、階段・通路等の避難施設、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等の状況に応じた防火に関する項目について、年2回自主的に点検を実施して、結果を別表2に記録する。
- (3) 消防用設備等の維持管理に関する項目について、年2回自主的に点検を実施して、結果を別表3に記録する。(法定点検の実施時期以外で実施すること。)
- (4) 自主点検の実施時期、点検実施者は、次のとおりとする。

点検実施項目	点検実施時期	点検実施者	その他必要事項
別表 1 自主点検表(日常)	毎日		
別表 2 自主点検表(定期)	月・月		
別表3 消防用設備等自主点検表	月・月		

5 防火対象物及び消防用設備等の法定点検

防火対象物定期点検 「 該当 ・非該当]

(1) 管理権原者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検について、法令に規定する期間内に報告できるよう計画的に点検する。

*点検は、〔建物所有者・ 入居している事業所〕が実施する。

- (2) 防火管理者は、点検結果を管理権原者に報告し、管理権原者は、***【全体についての消防計画に基づく責任の範囲において**】不備について改修の計画を立て、改修を図らなければならない。
- (3) 管理権原者は、点検時以外で、不備を発見した場合についても計画的に改修する。
- (4) 管理権原者は、点検結果の記録を「防火管理維持台帳」へ編冊し保管する。
- (5) 消防用設備等の法定点検の実施時期、点検実施者は、次のとおりとする。

設備名	機器点検	総合点検	点横美施者(委託業者)
			氏名(業者名)
	н. н	п	住所
	月・月	月	
			電紅
			電話

6 従業員等が守るべき事項

- (1) 避難口及び避難通路、階段等には、避難障害となる物品等を置かないこと。
- (2) 防火戸、防火シャッター付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は、指定された場所以外では行わないこと。
- (4) 火気使用設備器具やその周囲は、定期的に点検・清掃し、可燃物に接近して使用しない。
- (5) 火気使用設備器具を使用する場合はその場を離れないこと。その場を離れるときは、火を消してから離れること。

7 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- (3) 倉庫、書庫等は、防火管理者が施錠する。
- (4) 防火管理者は終業時に必ず施錠をする。
- (5) ごみ類は、収集日の朝までごみ集積場には出さない。
- (6) その他必要な事項

8 工事中における安全対策

- (1) 防火管理者は、増改築、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ火災予防上必要な指示を行うこと。
- (2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
- (3) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
- (4) 工事人に対して、作業場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、報告させること。
- (5) その他必要な事項

9 防火・防災教育及び訓練

(1) 防火管理者は、従業員・新入社員等に別表4-1、4-2の「防火・防災の手引き」等を活用し、 次のとおり防火・防災教育を定期的に実施する。

対 象 者	実施時期、内容	
従 業 員	月月の年回及び必要の都度、防火・防災教育を行う。	
新入社員・パート	採用時又は必要の都度、防火・防災教育を行う。	
*全体についての消防計画に定められている統括防火管理者がビル全体で実施する防火・防災教育に参加する		

(2) 防火管理者が行う防火に関する訓練の実施時期等は、次のとおりとする。

訓練種別	訓練內容	実施時期
総合訓練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 *建物全体として実施される総合訓練に参加する。	月
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	月 月

10 消防機関への連絡、報告

- (1) 防火管理者の選任・解任をした場合の届出
- (2) 消防計画を作成・変更した場合の届出
- (3) 消防用設備等の点検結果を【 1年・3年 】に1回、消防署長に報告する。
- (4) 防火対象物の点検結果を1年に1回、消防署長に報告する。[該当・非該当]
- (5) 改装工事等を行う際の「工事中の消防計画」の作成及び届出をする。
- (6) 消火、避難訓練を実施する際の事前涌報

11 防火管理業務の一部委託 [該当・非該当]

防火管理に関する業務の一部を別表5のとおりに委託する。

- (1) 防火管理業務の一部を受託している者は、管理権原者、防火管理者等の委託した者からの指示、指揮命令の下に防火管理業務を実施する。
- (2) 受託した防火管理業務の内容について、定期的に防火管理者に報告する。

12 自衛消防組織の編成及び任務等

(1)組織の編成

自衛消防組織の編成(警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。)は、別表6-1、別表6-2の とおりとし、この別表は、事務所及び休憩室、更衣室等の見やすいところに掲示する。

(2) 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

ア 通報・連絡

- (ア) 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報をするとともに、 事務所等へ状況を連絡する。
- (イ) ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。
- (ウ)管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ 連絡する。

(工)	~ その	쒜

イ 初期消火

- (ア) 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。
- (イ) 初期消火担当は、近くにある消火器等を用いて消火する。

ウ 避難誘導

- (ア) 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
- (イ) 拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
- (ウ) 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。
- (エ) 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
- (オ) その他

エ 応急救護

(ア) 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶ ことができるようにする。 (イ) 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。
(ウ) その他

オ 救出、救護

応急救護担当は、地震時において前エの任務のほか、次の活動を行う。
(ア) 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。
(イ) 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。
(ウ) その他

カ 自衛消防隊の活動範囲
(ア) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。
(イ) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。
(ウ) その他

キ その他

13 休日、夜間の防火管理体制

- (1) 休日、夜間に在館者がいる場合
 - ア 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

イ 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を 行う。

(ア) 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

(イ) 初期消火

全員が協力して、消火器等を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を 行うこと。

(ウ) 避難誘導

工事、点検等のため入館者がある場合は、拡声器等を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

(エ) 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、 出火場所への誘導を行うこと。

(オ) その他

- (2)休日、夜間に無人となる場合 ア 休日、夜間において無人となる場合は、 からの通報により、火災発生等の

 - イ 防火管理者は、建物の収容能力を超えた過剰な人員が入場することがないように、収容人員を適 正に管理する。

	緊急連絡先	TEL	
--	-------	-----	--

14 震災対策

- (1) 震災に備えての事前計画
 - ア 地震による被害を軽減するために、日頃から建物等の点検及び補強等の措置を行う。
 - (ア) 別表1「自主点検表(日常)」に基づき、点検を行い、火災予防措置、避難施設の維持管理を 実施する。
 - (イ) 別表 2 「自主点検表(定期)」に基づき、建物及び建物に付随する施設物(看板、装飾塔等) の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。
 - イ 地震による揺れに備え、事務室内、避難通路、出入口等の書架、棚、複写機等のオフィス家具類の 転倒、落下及び移動防止の措置を行う。
 - ウ 危険物、化学薬品、高圧ガス等(以下「危険物施設等」という。)を貯蔵又は取扱う場所の点検を 行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置を講じる。
 - エ 火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。
 - オ 火災の発生に備え、消火器等が指定された場所に常備されているかを確認する。
 - カ 地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。また、資器材及び非 常用物品の点検、整備を定期的に実施する。
 - キ 警戒宣言が発令された時は、速やかに事業所内の者に伝達し、火気使用の禁止及び施設、設備の点 検など、被害発生の防止措置を実施する。
 - ク 定期的に行う訓練等を通して内容の確認や検証を行い、常に効果的で効率的な事前計画となるよう 見直しを図る。

(2) 震災時の活動計画

- ア 地震時の活動は、火災時の自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難 と 認められる場合、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは異動するなどの対応により、効果的な自衛 消防活動を行わせる。
- イ 緊急地震速報を受信した場合は、その情報を周囲の者に知らせるとともに、周囲の状況に応じて、 自身の安全を確保すること。
- ウ 地震時の出火防止対策及び初期消火活動は、次のとおりとする。
 - (ア) 地震時、火気使用設備器具付近にいる従業員等は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、 電源、燃料等の遮断等を行う。また、防火管理者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、 火気使用設備器具、危険物施設等について点検を実施し、異常が認められた場合は、使用の制限 を行う。
- (イ) 火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消火器等を活用し、初期消火を実施する。

15 避難経路図の掲出

避難の経路は、別表7「避難経路図」とし、建物利用者に周知することができる場所に必要に応じ掲出する。

16 警戒宣言が発令された場合の対策

- (1)大規模地震対策特別措置法に基づく大規模な地震に関する情報及び警戒宣言が発せられた場合の自 衛消防の組織の編成及び任務は、別表6-1及び6-2の「自衛消防隊の編成と任務」の欄に示す編 成及び任務とする。
- (2) 防火管理者は、警戒宣言が発令された場合は、次により防火対象物内の在館者等に情報の伝達を行う。
 - ア 情報の伝達に先立ち、自衛消防隊の地区隊の避難誘導担当を退館者の誘導に必要な場所に配置する。
 - イ アの配置完了後、在館者等に放送設備を活用して別記2の放送文例により情報を伝達する。
- (3) 防火管理者は、警戒宣言が発令されて、避難の必要があると認めた場合は、次により避難誘導を実施する。
 - ア本部隊の避難誘導班は、放送設備を活用して落ち着いて行動するよう呼び掛ける。
 - イエレベーターによる避難は、原則として禁止する。
 - ウ 地区隊の避難誘導担当は、非常口、特別避難階段附室前、曲がり角及び行き止まり等に配置する。
 - エ 地区隊の避難誘導担当は、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛等を活用して避難方向を明確に示し、 誘導する。
 - オ 地区隊の避難誘導担当は、避難終了後、速やかに人員点呼を行い、状況を本部に連絡する。
- (4) 施設の点検及び整備並びに応急対策
 - ア 本部隊の消火班は、防火対象物及び附属設備(看板、装飾塔等)の倒壊、落下及び転倒防止の措置状況を確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。
 - イ 本部隊の安全防護班は、事業所に設置してある火気使用設備器具等の自動消火装置又は燃料の自動停止装置等について確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。
 - ウ 地区隊の消火担当は、事業所が管理する危険物、劇毒物及び高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点 検状況を確認し、転倒、落下、浸水などによる出火危険が予測される場合には、必要な措置を行う。
 - エ 地区隊の安全防護担当は、各事業所のオフィス家具等の転倒、落下、移動防止措置状況を確認し、 不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。
- (5) 防火管理者は、地震発生による被害の発生防止措置として、次の事項を指示する。
 - ア 火災発生のおそれのある火気使用設備器具等は、原則として使用中止とする。
 - イ 被害拡大防止
 - (ア) 窓ガラス等の破損及び散乱防止措置
 - (イ) オフィス家具等の転倒、落下、移動防止措置
 - (ウ) 避難通路の確保
 - (エ) 非常口の開放
- (6) 防火管理者は、警戒宣言が発令された場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように次の訓練を実施するものとする。
 - ア 大規模地震対応総合訓練
 - イ 部分訓練
 - (ア) 指揮訓練
 - (イ) 避難訓練
 - (ウ) 救出救護訓練
 - (工)安全防護訓練
 - ウ その他の訓練

	警戒宣言発令時の対応
イ	在館者が守るべき事項
ウ	その他警戒宣言発令時の安全確保のために必要な事項
- -	
/ 津派	対に係る地震(南海トラフ地震等)対策
	防火管理者は、ラジオやテレビの受信体制の確保に努めるとともに地震が発生した場合には、直 こ当該受信体制を強化する。
	津波に係る情報が発表された場合の自衛消防組織の編成及び任務は、別表6−1及び6−2の「↓ 消防隊の編成と任務」の欄に示す編成及び任務とする。
. , ,	防火管理者は、(1)により津波に関する情報を受信した場合は、直ちに放送設備を活用して在館 こ伝達するとともに、指定された高所避難場所への避難を命ずる。
` , .	方火管理者は、津波に関する情報が発せられた場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるよったの訓練を実施する。
	大規模地震対応総合訓練
イ	Law District Law
(`	ア)高所避難訓練
`	イ)指揮訓練 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	対出救護訓練
`	工)安全防護訓練
`	その他の訓練
-	
(5) <u>[</u>	
識	及び技術を高めるために防災週間等の期間に次の教育を実施するとともに、関係機関から提供され
る	津波発生時の対応に係る資料を活用して防災意識の啓発を図るための広報活動を行う。
ア	津波の発生が予測される場合の対応
イ	在館者が守るべき事項
ウ	その他津波からの安全確保のために必要な事項

18 附 則

この消防計画は、 年 月 日から施行する。

自主点検表(日常)

「避難・閉鎖障害」 「火気関係」 年 月 別表1 実施責任者 火元青任者 担当区域 実 項 目 避難障害 閉鎖障害 火気使用設 ガス器具の 日 電気器具の配 倉庫等の 終業時の 防火戸・防火 ホースの 備器具の設 備考 吸殻の処理 避難口 廊下、避難通路 階段 線老化•損傷 施錠確認 火気の確認 老化・損傷 置•使用状況 シャッター 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

*凡例 ○…良 ×…不備·欠陥 △…即時改修

防火管理者確認欄

^{*}不備欠陥がある場合は、備考欄に記入し直ちに防火管理者に報告する。

別表2

自主点検表 (定期)

	実	施項目	確認 箇 所	検査結果
	(1)	基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
İ	(2)	柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
İ	(3)	天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
韭	(4)	窓枠・サッシ ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、 緩み、著しい変形等がないか。	
勿 構	(5)	外壁(貼石・タイル・モルタル・塗壁等)・ひさし・パ	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・ 浮き上り等が生じていないか。	
告		ラペット	17 (47) (7) (7)	
7	(6)	屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
		手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。	
	(8)	消防隊非常用 進入口	表示されているか。また、進入障害はないか。	
	(1)	外壁の構造及 び開口部等	① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
方 と	(2)	防火区画	① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。③ 自動閉鎖装置(ドアチェック等)付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。	
艾			・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手	
莆			動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ① 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。	
			⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
辛	(1)	廊下・通路	① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
隹	(2)	階段	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。② 階段室の内装は不燃材料になっているか。③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
拉史	(3)	避難階の避難口 (出入口)	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	
と気受情景	(1)	厨房設備 (大型レンジ、 フライヤー 等)、ガスコンロ、 湯沸器	 可燃物品からの保有距離は適正か。 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 	
į	(2)	ガスストーブ、 石油ストーブ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。	
国元安期	(1)	変電設備	① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。	
有	(2)	電気器具	① タコ足の接続を行っていないか。② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
(1) 少量危険物 貯蔵取扱所 (2) 標識は掲げられているか。 (2) 掲示板 (類別・数量等)には、正しく記載されているか。 (3) 換気設備は適正に機能しているか。 (4) 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 (5) 整理清掃状況は適正か。 (6) 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 (7) 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。				
又	(2)	指定可燃物 貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓(集積)の状況は良いか。	
	検	查実施者氏名	検査実施日 検査実施者氏名 検査実施日 防火管	理者確認
3	ち き き き き き き き き き き き き き き き き き き き	[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [年月日 火気設備器具 年月日 年月日 電気設備 年月日 年月日 危険物施設 年月日	

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別衣 3	相的用故伽寺・特殊相的用故伽寺日土は使てエック衣	
実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年月日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式) (年月日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示けは点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年月日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年月日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備(固定式) (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドにつまり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年月日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年月日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年月日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による末警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 (年月日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年月日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避難器具 (年月日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年月日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年月日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年月日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
検査実施者氏名	防火管理者確認	

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。(凡例) ○:良、×:不備・欠陥、△:即時改

^{*} 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合は自主点検の時期と重複しないこと。

〔消防計画について〕

の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

[消火器について]

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。 自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。

使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

[火気設備器具について]

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

[喫煙について]

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理(水の入ったバケツに捨てる)を確実に行ってください。

[危険物の取扱いについて]

- 1 危険物を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。 [避難施設の維持管理について]
- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

[放火防止対策について]

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

[火災時の対応]

1 通報連絡

119番通報します。(火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など) 防火管理者に連絡します。

2 消火活動

消火器を使って、消火活動を行います。

3 避難誘導

避難口(出入口)を開放し、避難口までお客を誘導します。

[地震時の対応]

[その他]

- 1 身の安全を図ってください。
 - 蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。

揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

しがれば	[計画について]
	3事業所の消防計画を再確認してください。
	が計画の確認項目 スポータのロッチ・(
1	通報連絡担当者 (
2	初期消火担当者(
3	遊難誘導担当者 (
	日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。()
	定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。()
〔火気	[設備器具について]
1	火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
2	火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
3	火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
4	地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
5	終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。
〔喫烟	[について]
1	喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
2	タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。
3	終業時には、吸殻の処理(水の入ったバケツに捨てる)を確実に行ってください。
〔危険	(物の取扱いについて)
1	危険物を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
2	危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。
〔避難	推設の維持管理について〕
1	避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
2	防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。
〔放火	(防止対策について)
1	建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
2	倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
3	ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。
4	店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。
「火災	(時の対応)
1	通報連絡
-	119番通報します。(火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など)
	防火管理者に連絡し、指示を受けてください。
2	消火活動
_	消火器を使って、消火活動を行います。
3	游響誘導
J	避難口(出入口)を開放し、避難口までお客を誘導します。
「₩d	世無日 (田八日) を開放し、世無日よくわ谷を助等しより。
. —,-	まず身の安全を図ってください。
1	蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
0	虹元灯、タノへ裂印、心寺の近くがり離れてくたさい。 火の始末を行ってください。
2	7 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(7. σ	揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。
[<u>その</u>	

防火対象物名称		物名	3称	
管理権原者氏名		者氏	元名	
防火	管理	者氏	名	
受託所等		名称	本及び住 名称 住所 電話番号	
受	常駐方	範囲)
託者の行	式	方法		
理業務の範囲	巡回	範囲)
	方式	方法		
法 隔 移 報 方	遠隔移	範囲)
	報方式	方法		

自衛消防隊長 (※ 統括防火管理義務対象物の場合は地区隊長とする。) 自衛消防副隊長 (隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)				
本部隊の編	扁成(平常時)	平常時の任務	警刑	 支宣言発令時の組織編成と任務
通報連絡班		1 消防機関への通報並びに通報の確認の伝達 2 館内への非常通報並びに指示命令 3 関係者への連絡(緊急連絡一覧表による。)	情報収集班ととする。	 大規模な地震に関連する情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、各階に連絡する。 周辺地域の状況を把握する。 放送設備、掲示板、携帯拡声器等により在館者に対する周知を図る。 食料品、飲料水、医療品等及び防災資機材の確認をする。 在館者の調査
消火班		1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	点検措置班 として編成 する。	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等・特殊消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講ずる。
避難誘導班		1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 逃げ遅れの確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内 及び避難誘導を行う。
救 護 班		1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供	情報収集班として編成する。	上記の通報連絡班の任務に同じ。

自衛消防隊の編成と任務(夜間)

自衛消防隊長 自衛消防副隊長	(※ 統括防火管理義務対象物の : (隊長を補佐し、隊長が不在時に		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
本部隊の編成 (平常時)	平常時の任務		警戒宣言発令時の組織編成と任務
通報連絡班	1 消防機関への通報並びに通報の 確認の伝達 2 館内への非常通報並びに指示命 令 3 関係者への連絡(緊急連絡一覧 表による。)	情報収集 班として編成する。	 大規模な地震に関連する情報及び警戒 宣言発令に関する情報を収集し、各階に連 絡する。 周辺地域の状況を把握する。 放送設備、掲示板、携帯拡声器等により 在館者に対する周知を図る。 食料品、飲料水、医療品等及び防災資機 材の確認をする。 在館者の調査
消 火 班	1 出火階に直行し、屋内消火栓に よる消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮 指導 3 消防隊との連携及び補佐	点検措置 班として 編成する。	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等・特殊消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講ずる。
避難誘導班	1 出火階並びに上層階に直行し、 避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 逃げ遅れの確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び 避難誘導を行う。
教 護 班	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供	情報収集 班として編成する。	上記の通報連絡班の任務に同じ。

避難経路図	(平面図に避難口・廊下・階段等へ避難する経路を矢印で記入する。)